平成２４年（フ）第５８４号
大阪府守口市藤田町５丁目16番７号
債務者　松村奈穂美
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１号
大阪市平野区瓜破２丁目７番19号
債務者　杉村　清志
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目３番41号　ハイコーポエヒメ407号
債務者　重信　昭三
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５号
大阪市都島区善源寺町２丁目２番５―222号
債務者　宮北　武忠
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４号
福岡県大牟田市大字手鎌1195番地１　グレイスビル301号
債務者　齊藤　文代
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３７号
千葉県柏市塚崎907番地４　メゾンクレールⅢ―101号
債務者　谷村　彰彦
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番76―105号
債務者　籾山　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８号
千葉県船橋市丸山２丁目42番２棟204号、申立時の住所千葉県松戸市八ケ崎４丁目38番地の１　ＡＳＡ松戸八ケ崎102号
債務者　笠原　史夫
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７０号
千葉県柏市西町10番24号　第２メゾン若竹201号
債務者　鵜澤　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２号
千葉県柏市豊住３丁目１番36号　クレスト・エム101号
債務者　三井　　修
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３号
千葉県松戸市仲井町３丁目58番地の13　スカイヒルズＥ―102号
債務者　渡邉　正人
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６７号
仙台市太白区袋原字堰場32番地の３
債務者　笠原ゆき子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
宮城県柴田郡大河原町字南桜町７番地３
債務者　平　　勝也（旧姓大沼）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３６号
金沢市寺町２丁目14番14号　メゾンシェモア108、従前の住所金沢市笠舞２丁目32番14号
債務者　長原　永子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６号
山梨県甲斐市富竹新田117番地１　神沢住宅
債務者　芳賀　武子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３３号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番３―106号
債務者　木村　美子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
神戸市垂水区小束山本町２丁目３番１―205号
債務者　古荘　博巳
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６号
神戸市灘区篠原台13番31号　サンヴィラ六甲２号館３Ｂ
債務者　川瀬　昭人
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部